

神戸産農水産物の地域内活用促進業務仕様書

1. 業務目的

神戸市では、都市地域と農漁業地域が近接した独自のポテンシャルを最大限に活用し、地域の農漁業と関連した持続可能で神戸らしい食ビジネスと食文化を育て、活かす取り組みを進めている。

その一環として、神戸産農水産物（以下、「神戸食材」という。）の地域内での活用を推進するため、神戸食材の魅力を発信するとともに事業者・消費者による継続的な神戸食材の活用促進業務を委託する。

2. 用語の定義

生産者：農業者・漁業者等の一次産業者

事業者：飲食店、物販事業者、市内施設運営者等

市内施設：幼稚園、児童福祉施設、老人福祉施設、高齢者住宅

3. 業務内容等

（1）事業者、消費者に対して、継続的な神戸食材の活用を促進する事業を行う。

①市内施設において神戸食材を提供すること。

- ・神戸産黒鯛を必須品目とし、その他、BE KOBE 農産物等の品目の提案も可能とする。
- ・市内施設向けに神戸食材の活用を促す方法、市内施設の掘り起こし方法を提案すること。
- ・KPI：神戸食材の活用に取り組む市内施設（目標：40 施設）

②その他、継続的な神戸食材の活用を促進する取り組みをすること。

- ・神戸産黒鯛を必須品目とし、その他、BE KOBE 農産物等の品目の提案も可能とする。
- ・市内施設以外で神戸食材の活用を促す方法、市内施設以外の掘り起こし方法、消費者への訴求方法を提案すること。
- ・KPI：市内施設以外で、神戸食材の活用に取り組む事業者（目標：50 事業者）
新たな神戸食材を活用する取り組み（目標：2つ以上）

（2）継続的な神戸食材の活用につながるように、事業者、消費者に幅広く伝え、生産者や神戸食材の魅力を発信する。

- ・神戸産黒鯛、BE KOBE 農産物を必須品目とし、その他の品目も提案すること。
- ・オウンドメディアも含むウェブサイトにて効果的な魅力発信を行うとともに、別表1のキャラクターデザイン等を活用すること（市から無償提供）。
- ・広報方法を提案すること。
- ・KPI：広報で取り扱う神戸食材の品目（目標：5つ）

※既存のウェブサイト（farms and sea）の使用も可能とするが、ウェブサイト保守管理費用は受託者負担とすること。

※また、食都神戸インスタグラムの使用も可能とするので、使用を希望する場合は本市に相談すること。

- ◆既存のウェブサイト (farms and sea)
URL : <https://farmsandsea.net/>
- ◆「ぱくまる」の紹介ページ
URL : <https://farmsandsea.net/pakumaru>
- ◆食都神戸インスタグラム
URL : <https://www.instagram.com/gastropoliskobe/>

(3) 業務の効果測定

- ・事業者及び消費者に対して、業務の効果測定を行う。
- ・効果測定の方法を提案し、本業務終了後も神戸食材の継続的な活用につながる仕組みを示すこと。

4. 本市との調整

(1) 業務のプロジェクト管理

- ・業務構築・運営において、適切着実に進捗管理を行うとともに、その状況を本市と共有すること。
- ・事業の方向性に関する事項及び市民や関係機関の参画が必要となる案件については、必ず本市と協議のうえ業務を実施すること。
- ・その他、必要に応じて本市と協議を行い、業務を実施すること。

(2) 定例会議

- ・業務遂行にあたり、本市と月1回程度定例会議（オンライン可）を行うこと。
- ・毎回終了後に議事録を作成し、速やかに本市に提出すること。

(3) 進捗状況の報告

- ・本事業に係る進捗状況を毎月報告すること。
- ・本事業を実施する中で、進捗状況の報告書の作成が必要なものについて、本市から依頼があれば速やかに対応すること。

5. 納品物

以下の成果物を納品すること。

- (1) 事業完了報告書 (Microsoft Word、Excel、PowerPointで開くことができるデータファイル形式)
- (2) 本業務内で作成した広報資材及び素材（イラスト・写真等）のデータファイル

6. 委託契約金額の上限

上限 3,000,000 円（税込）

7. 委託業務期間

2026年4月1日から2027年3月31日

8. 実施体制

- (1) 委託業務の履行にかかる総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は、業務に従事する者の指揮監督を行うとともに、業務履行の管理及び本市との連絡等にあた

るものとする。

- (2) 進行管理を担う進行管理者を配置すること。
- (3) (1) 及び (2) は、契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで、原則として同じ担当者が本業務に携わること。
- (4) 本市は委託契約が終了するまでの間、委託業務に係る発生した問題の対応策等について、必要に応じて受託者との協議の場を設けることができる。このとき、受託者は速やかに本市からの要請に応じること。
- (5) 受託者は、委託契約が終了するまでの間、委託業務の進捗状況や業務内容に問題が発生した場合、直ちに本市へ報告を行い対応策等について協議の場を設けること。
- (6) 受託者は、事前に本市の承認を得て、事業の一部を再委託できる。
- (7) 複数の事業体による共同体として事業を実施する場合は、代表事業者を決定し、本市との契約や事業実施にあたっての協議等は代表事業者が実施するものとする。

9. 成果物に属する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 履行により制作された成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、全て本市に帰属、もしくは譲渡する。
- (3) 受託者は、本市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、本市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は、本市の書面による事前の承諾なくして、成果物を目的外に利用し、また第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。委託期間終了後、又は本委託業務に係る委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ本市に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任は、全て受託者が負うこと。
- (6) 上記（1）から（5）の規定は、業務の一部を第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任を負うこと。
- (7) 別表 1 に定めるものに係る著作権等について、本市は上記（2）及び（3）を適用しないものとする。また本業務の契約期間中に当該著作物を使用し作成した広報物について、本市は契約期間中使用できるものとし、契約期間後であっても、既に契約期間中使用を開始していた広報物については継続して使用できるよう第三者と調整するものとする。
- (8) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

10. 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施にあたり、関係法令、条例、及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはなら

ない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。

11. その他留意事項

- (1) 事業実施に必要な写真や画像等の調達は原則として受託者の負担とすること。ただし、既存のウェブサイト (farms and sea) の「神戸産の農水産物」ページの写真・テキスト及び別表1のキャラクターデザイン等は活用可。契約締結後市から提供する。
- (2) 受託者において、本仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、発注者は業務の再実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (3) 災害等による影響等、やむを得ない事情により計画どおりに事業を実施することが困難な場合は、他の方法等により、受託者は予定する事業実施に向けて最大限の努力を行うものとする。
- (4) 受託者は、遂行中に不測の事故等が発生した場合は、直ちに発注者へ連絡し、適切に対処しなければならない。なお、業務実施期間内に本業務の内容等の変更により委託内容及び委託料の変更が必要となったと認められるとき、その変更について、協議を求めることができるものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めはないが業務実施上必要と認められる事項や不明瞭な事項、改善の必要性があると認められる事項にあっては必要に応じて、本市と協議のうえ、実施するものとする。
- (6) 提出された企画提案書、プレゼンテーション等に基づき、本市と契約候補者にて詳細仕様及び契約内容の協議を経て、業務委託契約を締結する。また、企画提案書に記載のある事項を変更する場合、または、企画提案書に記載のない事項については、本市と協議のうえ、実施するものとする。

別表 1

著作者	著作物
小曾根真氏	<ul style="list-style-type: none">・令和 5 年度「神戸産農水産物の地域内活用・流通促進業務」及び令和 6 年度「farms and sea サイト 神戸産農水産物の魅力発信業務」において、左記著作者が制作等を行った音楽・令和 6 年度「farms and sea サイト 神戸産農水産物の魅力発信業務」において、左記著作者が制作等を行った音楽・令和 7 年度「神戸産農水産物の地域内活用促進業務」において、左記著作者が制作等を行った音楽・本業務において、左記著作者が制作等を行う音楽
THE ROCKET GOLD STAR こと 山崎秀昭氏	<ul style="list-style-type: none">・令和 5 年度「神戸産農水産物の地域内活用・流通促進業務」及び令和 6 年度「farms and sea サイト 神戸産農水産物の魅力発信業務」において、左記著作者が制作したキャラクターデザイン・令和 6 年度「farms and sea サイト 神戸産農水産物の魅力発信業務」において、左記著作者が制作したキャラクターデザイン・令和 7 年度「神戸産農水産物の地域内活用促進業務」において、左記著作者が制作したキャラクターデザイン・本業務において、左記著作者が制作するキャラクターデザイン等